

# 社会科における知識の活用

## A making use of knowledge in the Social Studies

社会科教育講座 (法律・経済)

大杉 昭英 OSUGI Akihide

### I. 問題の所在

現在、多くの先進国では、ポスト近代社会、知識基盤社会といわれる時代に対応した新しい能力概念に基づいて教育政策を策定し、教育の質の向上を図り、その結果をPISA調査など世界的な規模で評価し検証を行っている<sup>1)</sup>。

この新しい能力概念はOECDのDeSeCo (Definition&Selection of Competenciesの略)プロジェクトが提案したキー・コンピテンシーと呼ばれる構成概念である。DeSeCoプロジェクトでは、キー・コンピテンシーが「①相互作用的に道具を用いる」、「②異質な集団で交流する」、「③自律的に活動する」という三つのカテゴリーによって構成されていると考えている。このうち、カテゴリー「①相互作用的に道具を用いる」の「道具」とは、知識・技能などを指しており、これらを用いて様々な課題を考察し、判断して、表現する能力と考えている。PISA調査では、この能力を読解力(リーディング・リテラシー)と定義し、数年ごとに調査を行っている。

また、この道具を用いる能力は、我が国の学校教育法30条2項に示された学力の考え方、すなわち、基礎的な知識及び技能を「活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力」と通底している。学校教育においては、上記の学力の考え方に沿って各教科の指導が行われることになるが、知識を活用するという能力概念について、理念的には理解されているものの、教科の具体的な内容に即して十分に検討がなされていない状況である。社会科についても、どのような知識をどのように活用するかについて授業レベルでは明確にされていない。

そこで、本稿では、社会科(地理歴史科・公民科を含む)の授業で扱われる知識を分類・整理し、その知識を活用するとはどういうことか

を明らかにするとともに、知識の活用力を高める社会科授業の構想とその授業化可能性を教授書で示すことにしたい。

### II. 社会科で扱われる知識の分類・整理

社会科で扱われる知識については、これまで蓄積されてきた社会科教育(学)研究と認知心理学の成果を手掛かりにして分類・整理を行うことにする。

#### 1. 社会科教育(学)研究の分類・整理

社会科教育(学)研究において、知識を分類・整理し、図1の社会認識体制という概念モデルを構築したのが森分孝治氏である<sup>2)</sup>。

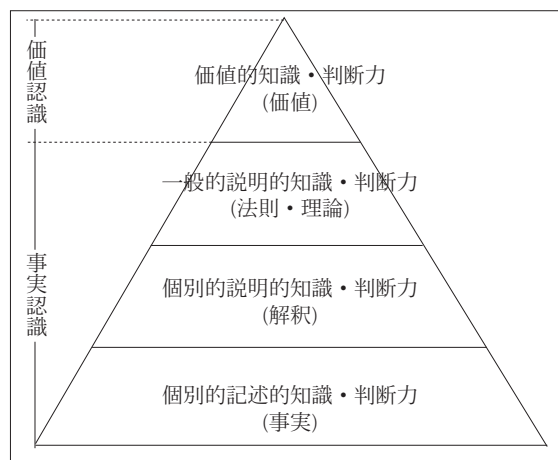


図1 社会認識体制

図に示すように、社会認識体制は事実認識と価値認識で構成されている。事実認識については、「一般的説明的知識」で様々な事実を記述した「個別的記述的知識」を捉え、それを解釈した内容が「個別的説明的知識」となっている。例えば、「台風が来た」「野菜の値段が上がった」という「個別的記述的知識」= (事実)を新聞などで知り、それを「需要が一定の時、供給が減れば、価格が上昇する」という「一般的説明的知識」= (法則・理論)で捉え、台風で雨が

多く降ったため野菜の根腐れが起こり農家が市場に出荷できなくて供給不足になり野菜の値段が上がったという「個別的説明的知識」＝（解釈）が生徒の頭の中に形成されることになる。

また、価値認識については、価値の内容である「価値的知識」で「個別的記述的知識」を捉え、それを評価したり価値判断を下したりすると考えられている。例えば、地球温暖化などの環境問題に関連して、環境税（炭素税）を導入すべきか、否かという問題が生じているという「個別的記述的知識」＝（事実）を新聞やテレビのニュースで知る。そこで、我々はどちらを選択すべきかについて考え、地球環境を守るとは人類にとって良いことだという「価値的知識」＝（価値）に基づいて判断することになる。

## 2. 認知心理学の分類・整理

次に、人間が知識を用いて外界とどのように交渉しているかを研究している認知心理学では、知識を表1のように3分類している<sup>3)</sup>。

①事実的知識	いつ、どこで、何があったか、誰が、何をどのように行ったか、どこに、何があるか、など事実についての知識
②方略的知識	ある目標を実現するために事物・事象へいかに働きかけるべきかという方法や手段についての知識
③概念的知識	事物・事象自体の重要な属性を表象する知識と事象間の因果的説明を行う際の枠組みとなる知識（理論）

表1 認知心理学の知識の3分類（筆者作成）

表中の「①事実的知識」は、「いつ、どこで、何があったか、誰が、何をどのように行ったか」など、事実を記述した知識である。先の社会認識体制では「個別的記述的知識」に当たる。

次に「②方略的知識」は、問題を解決するためにはどのようなやり方や方法があるかという手続きについての知識である<sup>4)</sup>。方略的知識は、「それ自体を言葉で覚え込んでいてもだめで、使えるようにならないと意味がない<sup>5)</sup>」と考えられている。そして、方略的知識が使えるようになるためには、「ある問題解決を通して方略を獲得する際にこれを明示的に言語化するこ

と<sup>6)</sup>が必要とされるようだ。先の社会認識体制には、この知識については言及されておらず認知心理学特有のものであるが、社会科の授業においては検討すべき知識だと思われる。

最後に表中の「③概念的知識」は、「事物・事象自体の重要な属性を表象する知識<sup>7)</sup>」、つまり事象の本質や特色を表す知識や、原因と結果などの関連を捉える知識だと考えられている。具体的には概念や理論ということになる。先の社会認識体制では「一般的説明的知識」に当たる。

## 3. 社会科で活用する知識

知識について、社会科教育（学）研究と認知心理学の成果からは、事実認識に関して共通部分が多いことが分かった。また、相違点としては、社会認識体制では言及されていなかった知識として方略的知識があった。この知識については、具体的には地理学習で地図から情報を読み取る方法について述べたものが考えられる。例えば、「立地条件を明らかにするために、何が、どこに、どのように分布しているかを読み取る」などといったように、明示的に言語化したものが想定される。このような地図の読み取りといった細かな方法や手続きだけでなく、問題解決を行う方略といったもう少し大きな観点からの方略的知識というものもあるだろう。

また、認知心理学で言及されていないものに、価値的知識がある。この知識については、これまで社会科教育で「社会観や価値観の形成に関わることは、子どもの認識を閉ざし市民的活動を方向づけるか、認識・活動は価値的に開かれるが、主観的恣意的になる<sup>8)</sup>」と指摘されていたこともあり、社会科では十分な検討が進んでいない知識であった。確かに、「価値的知識」については、人生の意義や人の生き方などを含む場合は包括的であり、こうした包括的価値観は多様で、相互に両立することはできず、時には比較不能なものである<sup>9)</sup>。それゆえ、社会科では個人の生き方を学ばせることに対して懐疑的であり、指導について禁欲的であったと言えよう。

しかし、社会科には、個人と個人の関係、個人と社会の関係をとり上げ、社会の在り方を考

察するという役割もあることを忘れてはならない。価値多元的な社会で、すべての人が自由かつ平等な市民として公正に協働しうべき社会をいかに構築し、維持してゆくのかという課題を考察することは、社会科にとって大きな意義がある<sup>10)</sup>。そのため、社会科で活用する知識として、社会の在り方に関する価値的知識を検討すべきではないだろうか。

### Ⅲ. 「価値的知識」を扱うことを提案した社会科の先行研究

#### 1. 先行研究の整理と課題

これまで、社会科が「価値的知識」を扱うことに禁欲的であったことに対して、市民的資質の育成に重点を置き、学習内容として社会的論争問題を取り上げることで、従来問題視されてきた「価値」注入の問題を解消する「意思決定主義」社会科の構想とその授業化可能性を示す教授書が提案されている。

この中に、「合理的意思決定」社会科と呼ばれる社会科の構想がある。この構想では、論争的な問題場面で問題解決の目的を明確化するとともに、解決の手段を目的合理性に依って選択する授業を構想し、事実認識と価値認識を統一的に育成しようとしている。そして、授業例として、「環境の保全」という達成目的を明確化し、そのための手段として設定されている「割り箸の使い捨てをやめるべきかやめるべきでないか」を検討させ、「望ましいものを選択し決定」させるものなどが例示されている<sup>11)</sup>。

この授業例からは、いわゆる主知主義的人間（欲する目的をまず確立し、次いでその実現にふさわしい手段を合理的に選択することのできる人間）の育成を目指しているといえるが、目的の明確化（問題解決によって何を実現するのか）により、どのような価値認識が形成されるのかという点が不明確である。さらに意思決定においては、問題解決の手段の目的合理性、つまり選択した手段はどのような望ましい結果をもたらすかが評価されることになり、規範理論の一つである帰結主義となっている。そのため、この社会科の構想では、達成すべき目的が「公共の福祉」に結びつくものになるとき、「行為

功利主義」という特定の価値前提に立った社会科授業を導出する可能性を秘めている。

このように、価値について踏み込んだ点で「合理的意思決定」社会科の意義は大きい。しかしながら、これまで指摘したような課題がある。そのため、価値注入を回避しつつ、新たな視点から価値的知識を扱う社会科授業について検討すべきだと考える。

#### 2. 価値的知識としての倫理的価値

社会科で扱うべき価値的知識は、望ましい社会や社会関係を規定するものを内容とすべきであり、それは、「社会における個々人の対他関係にかかわって、個々人の間の対立を超えて、個々人の共存を可能にする規範」<sup>12)</sup>としての倫理的価値が相応しいと考える。

なぜならば、この倫理的価値は、共存を願う人々によって普遍的に受け入れられ、間主観的に共有されるべきものだという普遍化可能性という性質を持っているからである。さらに、社会生活が多様な種類の活動を含んでいても、人々が共存できる社会の枠組みを保障するには、倫理的価値は他のどのような価値に対しても優越するという究極的規範性という性質を持つからである<sup>13)</sup>。また、それゆえにすべての人に受け入れられるべきもの、また共有すべきものとして考えられる倫理的価値が現実社会には複数存在し、その正当性を競っていると考えられている。

そこで、社会科で扱うべき価値を倫理的価値とし、「価値的知識」を、今後「倫理的知識」と呼ぶことを提唱したい。そして、これまで社会科で問題視とされてきた、一定の価値の注入を回避するために、先述の「合理的意思決定」社会科と同様に社会的な論争問題を取り上げることにする。その上で、複数の倫理的知識を学び、それを活用して論争の本質を批判的に考察し、自分なりの考えをまとめていく授業を構想する。

### Ⅳ. 「倫理的知識」を活用する社会科授業の構想と倫理的知識の内容

#### 1. 生命倫理の問題を取り上げる意味

「倫理的知識」を活用して社会的論争問題の



本質を批判的に考察するに当たって、その題材を生命倫理に求めることにしたい。ゼなら、今日の科学技術、とりわけ、医療技術の発達、人工的に命を操作することを可能にし、生命に対する新たな問いを人間に突きつけることになったからである。すなわち、今までは神の手に委ねられていたものが「人間の道徳的な選択の対象」<sup>14)</sup>として立ち現れ、生命に対する価値観の対立を引き起こしたのである。そして、引き裂かれた価値意識の調整を図り、対立する人々が共存できる新たな社会的枠組みを構築することが現代社会の課題の一つとなってきたのである。そこで、共存を願う社会のすべての人によって普遍的に受け入れられ、間主観的に共有されるべき倫理的価値すなわち、生命に関する倫理的価値を内容とする倫理的知識を社会科で扱う意味が大きいと考えたのである。

## 2. 生命倫理の内容とその本質を読み解くための「倫理的知識」

具体的な生命倫理の内容としては、尊厳死や安楽死、脳死と臓器移植の問題、さらには遺伝子操作など多くのものが考えられる。

これらの問題の背後には、「医療という行為のなかに『死をもたらすこと』(causing death)がはっきりと姿を現してきた」<sup>15)</sup>ことがある。

こうした問題の解答を導く鍵概念が、「自己決定」である。我々が構築する自由主義社会の倫理的価値は、自由至上主義（リバタリアニズム）の持つ「自己決定」の原則である。これが生命倫理の判断枠に適用されているのである。すなわち、他者への危害を含まない限り、自己の所有物を自分の意思でどのようにでもできる「自己決定」の原則が、生命に関する倫理的価値となっている。

しかし、先述したように、医療技術の急速な進歩によってこれまで失われていた生命を維持することが技術的に可能となってきた今、無制限に自己決定に委ねることの是非が問われるようになってきたのである。我々はこのような人間の尊厳や生命に関する新しい問題に直面し、「自己決定」が許される範囲を社会として新たに決定しなければならなくなった。

この自由至上主義（リバタリアニズム）は医

療問題ではインフォームド・コンセント (informed consent) として具体化される。そして、これに対立する考え方がパターナリズム (Paternalism) である。これは保護的温情主義とも呼ばれる。

まず、生命倫理に関する自由至上主義の倫理的価値は以下のように整理することができる<sup>16)</sup>。

- ①valid consent—成人で判断能力のある者は、
- ②身体と生命の質を含む「自己のもの」について、
- ③harm-principle—他人に危害を加えない限り、
- ④the right to do what is wrong愚行権—たとえ本人にとって理性的にみて不合理な結果になろうとも、
- ⑤autonomy—自己決定の権利を持ち、自己決定に必要な情報の告知を受ける権利がある。

そして、これが医療問題で具体化するインフォームド・コンセントとは、「医療従事者が患者や被験者に対して十分な説明を行い、それに患者あるいは被験者が同意を明確に示して初めて医療従事者は患者に対して治療や実験を施すことができる」<sup>17)</sup>という考え方である。つまり、患者の同意がなければ治療できないということであり、「自己決定」が尊重されなければならないことを意味している。

次に、パターナリズムの持つ倫理的価値は以下のように整理することができる。

人間は弱いものであって、自分で自分を破滅することがあるため、人々のためになるという理由によって何らかの強制を行うべきである<sup>18)</sup>。例えば、オートバイの運転中にはヘルメットを着用することや自動車の運転中にシートベルトを付けることを求める法律などが該当する。これを医療問題に当てはめると、患者の意思を否定した方が患者のためになる場合には、親心的な一方的措置は許されるべきである<sup>19)</sup>。その際、患者の自己決定内容は無視ないしは軽視されることになる。しかし、医師は独断や偏見、あるいは社会通念上受け入れがたい見解に基づいて患者の利益を考えているわけではなく、広く一般的に受け入れられている社会常識や社会通念を理解した上で治療しているということが前提になっている点には留意する必要がある

る<sup>20)</sup>。

## V. 「倫理的知識」を活用する授業モデル

### 1. 倫理的知識を活用した授業展開

倫理的知識の活用については、次のようなプロセスを踏むことにしたい。

第一に、具体的な医療問題（ここでは輸血治療が必要な患者が輸血を拒否した事例）を取り上げることによって、日常生活の中に埋め込まれた自由至上主義の判断基準（倫理的価値）である「自己決定権の最大限の尊重」を取り出して、その内容を明らかにする。

第二に、「自己決定権の最大限の尊重」に基

づく我々の「選択」が死をもたらすことから、自由至上主義の判断枠に揺らぎが見られるようになったことを確認するとともに、我々の「自己決定」はどこまで許されるかという新たな問題が生じてきたことを理解させる。

第三に、「自己決定」の許容範囲を批判的に吟味することを通して、インフォームド・コンセントを内容とする倫理的知識とパターナリズムを内容とする倫理的知識とを活用して、この医療問題の本質を批判的に考察させる。

以上の授業プロセスを具体化したのが、次に示す教授書である。

## 2. 教授書

### (1) 単元

高等学校 現代社会「科学技術の発達と生命の問題」

### (2) テーマ

「あなたは輸血拒否を認めますか、認めませんか？」

### (3) 指導目標（ここでは知識に限定して示す）

次の①から⑥の知識について、具体的な事例を通して追究し考察して身に付けさせ、生命倫理問題の本質をとらえ説明できるようにする。なお、このうち、倫理的知識に該当するものは、①と④である。

① 生命倫理の基本的な判断枠は、次の自由至上主義の原則を用いて構成されている。

成人で判断能力のあるものは、身体と生命の質を含む「自己のもの」について、他人に危害を加えない限り（他者危害原則）、たとえ本人にとって理性的にみて不合理な結果になろうとも（愚行権）、自己決定の権利をもち、自己決定に必要な情報の告知を受ける権利がある。

② 「自己決定」の原則は人間の行為について広すぎる許容範囲をもっている。

③ 医療技術の急速な進歩によってこれまで失われていた生命を維持することが技術的に可能となってきたため、無制限に自己決定に委ねることの是非が問われるようになってきており、我々はこのような人間の尊厳や生命に関する新しい問題に直面している。

④ 新たに生じた生命倫理問題に対して、次の(a)と(b)の考え方（倫理的知識）が対立している。

(a) 医療従事者が患者に対して十分な説明を行い、それに患者が同意を明確に示して初めて医療従事者は患者に対して治療や実験を施さなければならない（インフォームド・コンセント）。

(b) 患者の意思を否定した方が患者のためになる場合には、患者の自己決定内容は無視ないしは軽視して、親心的な一方的措置は許されるべきである（パターナリズム）。

⑤ 「自己決定」を軸にインフォームド・コンセント対パターナリズムの対立と衝突を調整し、「自己決定の許容範囲」について考察することが必要である。

⑥ 価値意識が分裂するという状況が生じて社会的な対立が生じてくると、行為の基準を慣習や道徳よりもはっきりと示す法律に求めざるをえなくなる。

	教師の指示・発問	教授学習活動	資料	生徒から引き出したい知識
導	○これから資料①・②を読み、「輸血治療」で起こった出来事について考えてみよう。	T：指示する P：資料①・②を読む	① ②	<b>【資料①「輸血治療」の概要】</b> ○医師は患者に、輸血しなければ、数時間のうちに死亡することを十分説明しているが、患者は信仰上の理由により輸血を拒否し、いわば「死を覚悟の上で、輸血をしない」という自己決定を下しているケースである。  ○Aが正しい行為。 ○Bが正しい行為。 ○わからない。
入	○資料①・②のような場合、あなたは、医師が取る行為として、次のA・Bのうち、どちらが社会的に見て正しい行為だと思いますか。 A：患者の意思＝自己決定に反して輸血をして生命を助ける。 B：たとえ死亡するとしても患者の意思＝自己決定を尊重して輸血をしない。	T：発問する P：答える		
展	○「A：患者の意思＝自己決定に反して輸血をして生命を助ける」ことが社会的に見て正しい行為であるといえるのは、どのような理由からですか、資料③を参考に考えてみよう。	T：発問する P：資料③をもとに答える	③	○「生命の神聖さ」からみると、生命は絶対に尊重しなければならないという考え方を重視して治療をおこなわなければならない。それゆえ、このケースでは輸血することが人命を救う唯一の道であるなら、医師は、患者の意思＝自己決定に反しても患者を救済するために良かれと思われる治療行為＝パターンリズム的治療行為、すなわち、患者の意思＝自己決定に反しても輸血して患者を助けることが社会的に見て正しい行為である。  <b>【生命の神聖さ】</b> ○「生命の神聖さ」は、①人間の生命はそれ自体で尊く何にも代えがたいものであり、生命の価値はその状態や完全度に依存しない、②それゆえ、人間の生命はすべて等しい価値をもち、生きるための等しい権利をもっている、という考え方である。  <b>【パターンリズム】</b> ○ある者（個人、団体、あるいは国家など）が、他者自身の幸福や利益のためになるという理由から、他者の意思に反する強制を行う、あるいは行ってもよいとする思想的な立場ないし考え方を、一般に「パターンリズム」という。ここでいうパターンリズム的治療行為とは、医師が患者に良かれと思う治療を患者の意思に反して行うことである。
	○ここで、Aの場合においてキーワードとなる「生命の神聖さ」と「パターンリズム的治療」についてもう少し詳しく説明しておこう。	T：説明する		
	○「B：たとえ死亡するとしても患者の意思＝自己決定を尊重して輸血をしない」ことが社会的に見て正しい行為であるといえるのは、どのような理由からですか、資料③を参考に考えてみよう。	T：発問する P：資料③をもとに答える	③	○「生命の質」からみると、患者のよりよき生の状態は患者自身で決めることなので、それに反してまで、第三者が良かれと思う治療行為を行うことはできない。それゆえ、このケースでは患者の信じる宗教的な価値に基づく生き方を重視することが社会的に見て正しい行為である。つまり、患者は、医師の説明を受けた上で、あえて自分の望む輸血拒否という「生き方の選択」を最終的に決定している（インフォームド・コンセントが実施されている）ので、輸血しないことが社会的に見て正しい行為である。  <b>【生命の質】</b> ○「生命の質」とは、患者本人の生きている状態の内容・質をいい、その内容・質がどれだけの価値があるかは本人自身が判断するものであり、主観的価値に基づいている。  <b>【インフォームド・コンセント】</b> ○患者は、医師から診断法や治療法の説明を受け、冷静に理解し納得した上で、自分が受けたいと思う診断法・治療法を「自己決定」する。その上で、手術など医師の行う医学的な
開	○ここで、Bの場合においてキーワードとなる「生命の質」と「インフォームド・コンセント」についてもう少し詳しく説明しておこう。	T：説明する		

展 開	○では、AとBの立場に立って治療した場合に起こる問題点としてどのようなことが予想されるだろうか。	T：発問する P：答える		<p>侵襲について同意する。それまでは、医師は患者に診断・治療を実施してはならないのである。この「説明」・「同意」をインフォームド・コンセントという。</p> <p><b>【Aの場合の問題点】</b> ○患者の自己決定を無視して、医師が考える最善の方法を取り入れた医療行為が行われるため、生命尊重＝延命治療が第一義になり、患者の生き方（生命の質）に反する治療が行われることになる。例えば、他の例では、身体中にチューブが差し込まれるスパゲティ症候群など非人間的な延命状態が引き起こされる可能性がある。</p> <p><b>【Bの場合の問題点】</b> ○医師の治療方法の説明を受けた上で、本人が希望する医療行為を医師に実施させるので、治療として必ずしも最善といえない医療行為を医師に実施させることがある。（このケースのような輸血をしない治療などの例）</p> <p>○法的な解決が求められる。（価値意識が分裂するという状況が生じて社会的な対立が生じてくると、行為の基準を慣習や道徳よりもはっきりと示す法律に求めざるをえなくなる。）</p> <p>④ ○判例においては、人が信念に基づき生命をかけても守るべき価値に従い行動することは、公共の福祉などに反しない限り違法ではないと考えられ、人生の在り方を自ら決定できるとされており、輸血治療の説明と患者の同意なしに輸血することは、患者の意思に反したことになり違法であるとしている。</p>
	○AとBのように、生命に関わる問題で対立が生じた場合に社会的にどのような調整が必要となるだろうか。	T：発問する P：答える		
	○このような「輸血治療」のケースについて、実際の判例はどのようになっているだろうか。	T：発問する P：答える	④	
終	○以上のことから、輸血治療において、法的には患者の「自己決定」はどこまで許容されているのだろうか、資料⑤を参考にしてまとめてみよう。	T：発問する P：まとめる T：整理する	⑤	○この輸血治療の場合、個人の自己決定は他者を侵害しない限り最大限尊重されるべきであると考えられている。それゆえ、患者に良かれと思って行う医師のパターナリズム的治療行為は、患者の自己決定を無視（説明と同意なしに）して輸血治療を行うことになり、「患者の自己決定の自由」を侵害し正当化することはできないと考えられている。
	○社会規範としての法は、なぜ、患者の意思を尊重した治療が社会的に見て正しい行為だと考えるのだろうか。	T：発問する P：答える T：整理する		○患者の意思を尊重するとは、「自己決定権の尊重」である。自己決定の原理は次のように要約できる。身体であれ、自己の所有については、他者への危害を含まない限りで、たとえその決定が理性的に見て愚かしいものであろうと、対応能力（判断能力＋責任能力）のある個人の自己決定に委ねられなければならない。この考え方は近代市民社会を前提とした近代倫理学の一つの原則であり、自由主義社会の価値判断の基準となっているからである。現代日本では憲法13条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」を根拠に承認されていると解されている。
結				



**【授業で使用する資料】****資料①「輸血治療」**

輸血以外に治療方法がなく、もし輸血しなければ数時間のうちに確実に死亡すると考えられる患者がいたとしよう。このケースに登場する患者は、信仰上の理由によって輸血を拒否している。そしてこの患者は、輸血をしなければ確実に死を迎えるという医学的事実を理性的にそして冷静に了解している、自律的で理性的な判断力を持った個人である。いわば「死を覚悟の上で、輸血を拒否する」という自己決定を下しているのである。医師は患者に対し十分な説明をしているのだが、それに対する同意が得られていない。患者は、信仰上の理由により冷静な判断に基づいて輸血を拒否し、これに対し医師は、輸血することが人命を救う唯一の道であり「患者の利益」になると考えている。医師のこの考えは、決して社会通念に反しているとは言えず、常識的な判断であろう。しかしながら、その結果、輸血をするあるいはしないという対立が生じてしまう。

**資料③「パターナリズム」対「インフォームドコンセント」**

医師は、生きていることが最も大切なことであるという『生命の神聖さ』あるいは生命尊重の立場から、延命措置としての輸血治療を行う。患者は、この『生命の神聖さ』について理解を示しつつも、その患者個人の『生命の質』として、輸血拒否という『生き方の選択』をする。『生命の神聖さ』はこれまで広く一般に受け入れられてきたと言えるだろう。このような考え方に對し、患者は輸血拒否という『生命の質』を主張する。『生命の神聖さ』は従来、多くの医師によって普遍的に価値あるものと考えられてきたが、それに対してそれぞれの患者は、自分独自の価値としての『生命の質』を個別的に立てようとするのである。今や『生命の神聖さ』から生命の質へという流れが形成されつつある。すなわち、医師の『生命の神聖さ』という立場からなされるパターナリズムの治療行為は、ときとして患者個人の『生命の質』を蔑ろにし、患者による『生き方の選択』を否定することになるのである。

**資料④「輸血治療」の判例****【事件の概要】**

肝臓の腫瘍の摘出手術で、医師に信仰上の理由で「手術中いかなる事態になっても輸血をしない」と約束して欲しいと文書まで出した女性に1200ミリリットルの輸血を行った。医師側では、この文書は患者の一方的通告であり、いかなる事態でも輸血しないと約束したわけではないという。これに対し、病院、医師、国に1200万円の損害賠償を求めた。

**【最高裁判所の判決(1998年)】**

東京高裁は、55万円の支払を医師側に命じた。高裁は「自己決定に必要な説明を十分せず輸血する場合、輸血が救命に必要な場合であっても説明義務を行った違法性は免れない」と判断し、患者の自己決定権、信教上の良心を侵害したと認定した。つまり、医師側は「輸血する場合もある」という説明を怠り、手術を受けるかどうか選ぶ機会を与えなかったのが違法であるとした。そして、高裁は「人が信念に基づき生命をかけても守るべき価値に従い行動することは、公共の福祉などに反しない限り違法ではない」とし、自己決定権についても「交通事故による救急医療による救急治療など特別な事情がある場合を除けば人生の在り方や、死に至るまでの生きざまを自ら決定でき、尊厳死を選択する自由も認められるべきだ」とした。そして、判決の中で、絶対に輸血をしないという条件で手術をして、患者が死亡した例があるが、その場合にも医師が刑事責任を問われたことがないと指摘している。この高裁判決が、最高裁でも確定した(厚生省は1997年4月、輸血には患者本人の同意を得ることを義務化している)。

(\* 資料②, ⑤については省略。)

## &lt; 資料 &gt;

- ①：加藤尚武／加茂茂樹編『生命倫理学を学ぶ人のために』世界思想社 2000 pp68
- ②：森岡恭彦『インフォームド・コンセント』NHKブックス 2003 pp84～85
- ③：加藤尚武／加茂茂樹編『生命倫理学を学ぶ人のために』世界思想社 2000 pp68～69
- ④：加藤尚武『応用倫理学入門』晃洋書房 2001 pp25～28 (内容の概要)
- ⑤：加藤尚武／加茂茂樹編『生命倫理学を学ぶ人のために』世界思想社 2000 pp69～70

## &lt; 参考文献 &gt;

- 加藤尚武『バイオエシックスとは何か』未来社 2000
- 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』丸善ライブラリー 平成10
- 加藤尚武／加茂茂樹編『生命倫理学を学ぶ人のために』世界思想社 2000
- 星野一正『医療の倫理』岩波新書2002
- 内山雄一他編『資料集 生命倫理と法』太陽出版 2003
- 塩野谷祐一『経済と倫理』東京大学出版会 2002



## VI. おわりに

ここでは、これまで検討して明らかになった内容と残された課題を整理することで研究のまとめとしたい。

本研究の目的は、知識の活用力を社会科でどのように育てゆくかについて検討することであった。そこで、まず社会科で扱う知識を分類・整理することにした。その結果、①個別的記述的知識（＝事実）、②個別的説明的知識（＝解釈）、③一般的説明的知識（＝法則・理論）、④価値的知識（＝価値）と⑤方略的知識の5種類あることを社会科教育（学）研究と認知心理学の成果を手掛かりに明らかにした。

次に、この5種類の中で、社会科で知識を活用するのはどの知識になるかを検討した。当然のことながら、事実として存在するものを記述した個別的記述的知識と、一般的説明的知識を活用して生み出される個別的説明的知識は除くことができよう。そして、残る価値的知識、一般的説明的知識、方略的知識のうち、まずもって検討しなければならないのは何かということ考えた場合、それはこれまで社会科では価値注入を回避するという理由で扱われることに禁欲的であった価値的知識（＝価値）であると指摘した。

しかしながら、価値的知識（＝価値）には人生の意義や人の生き方、宗教観など包括的価値と呼ばれる比較不能で何を優先させるべきかを判断できないものが数多く存在している。そのため、価値的知識と呼ばれるもの全てを取り上げることはできない。そこで、これまで価値的知識を取り上げる試みをしてきた社会科の先行研究の成果と課題を明らかにし、それを踏まえて、あらためて価値的知識の内容を整理した。

その結果、社会科として取り上げるべきは、倫理的価値を内容とする価値的知識が相応しいとの結論を得た。それは、社会科が個人と個人の関係、個人と社会の関係をとり上げ、社会の在り方を考察するという他の教科にはない役割を担っているからである。そして、この考察のためには、社会における個々人の対立を超克して、人々が互いを尊重し、共存を可能にする規範としての倫理的価値が必要になるからだと考

えたのである。なお、社会科で取り上げるときには、価値的知識全般と区別するため、特に、倫理的価値を内容とするものを倫理的知識と呼ぶことを提唱した。

そして、この倫理的知識を活用する力を育てるための社会科授業をどのように構成してゆけばよいか、具体的な医療問題の教材開発を含め、授業レベルでの検討を行った。その結果、まず社会科で問題視されてきた価値の注入を回避するためには、先行研究で明らかになったように、社会的な論争問題を取り上げることが必要だと考えた。その上で、対立や論争の背後にある倫理的知識を取り出すこと、それを活用して論争問題の本質を批判的に考察すること、という授業方略を提示した。続いて、この方略に基づき、輸血治療が必要な患者が輸血を拒否した事例を素材にし、インフォームド・コンセントとパターナリズムの対立を考察させる授業モデルを提案し、その授業化可能性を示す教授書を作成した。

今後、研究を進めるに当たっては、今回作成した教授書に基づく授業の有効性を実証するとともに課題を明らかにすることが必要であると考えた。また、教授書では、生命倫理を巡る対立を取り上げて考察させることを考えたが、他にも様々な倫理的価値の対立がある。そのため、これらの対立についても授業化を検討する必要があるだろう。さらには、もっと大きな根本的な社会的対立の背後にある倫理的価値、例えば、功利主義や社会契約主義、共同体主義などについても分析を行い、その成果を生かして授業化を検討してゆかなければならないと考える。

以上、本稿では倫理的知識の活用力を社会科で育てることができる授業構成とはどのようなものか検討した。しかし、一般的説明的知識及び方略的知識を活用する力を育てる社会科授業の構成について未検討であるため、これについても今後の課題としたい。

最後に、本研究の意義を別の視点から述べておきたい。社会科がこれまで暗記科目と言われてきたのは、先に述べた、個別的記述的知識（＝事実）を限られた時間内でより多く身に付けさせてきた、あるいは、大人または研究者が一般的説明的知識（＝法則・理論）を用いて個別的

記述的知識 (= 事実) を解釈した結果である個別的説明的知識を生徒に覚えさせようとしたことに起因している。このような暗記を強いる社会科では、自由で公正な民主主義社会を形成する主体者を育てるというこの教科本来の役割を果たすことができない。このような社会科の問題状況に対し、本研究で明らかにした、倫理的知識を追究させ、それを活用して社会的論争問題の本質を批判的に考察させる社会科の構想は、その解決に役立つと期待できる。さらに、今後の課題として挙げた、①学び方を身に付けさせる、つまり、方略的知識を身に付けさせ、それを活用して知を創造し問題解決を行わせること。②一般的説明的知識を身に付けさせ、それを活用して個別的記述的知識 (= 事実) を解釈させ社会についての理解を深めさせること。以上、2つの授業構成の検討は、先の倫理的知識の活用と同様に、暗記科目とされたこれまでの社会科授業を大きく改善させていくものと期待できる。

【註】

- 1) 拙著「社会科とキー・コンピテンシー」『岐阜大学教育学部研究報告 (人文科学) 第59巻 第2号』pp35~45を参照されたい。
- 2) 森分孝治「市民的資質育成における社会科教育」『社会系教科教育学研究』13号, 2001, p47
- 3) 波田野誼余夫編『認知心理学 5 学習と発達』東京大学出版会1998, 橋本重治『到達度評価の研究』図書文化, 2000を参考にした。
- 4) 市川伸一『心理学から学習をみなおす』岩波書店, 1999, p84
- 5) 同上書, p84
- 6) 市川伸一編『認知心理学 4 思考』東京大学出版会, 1998, p173
- 7) 前掲3) 1998, P3
- 8) 前掲2) p49
- 9) 長谷部恭男『比較不能な価値の迷路』東京大学出版会, 2005, p59
- 10) 同上書 p59 を参照
- 11) 小原友行「社会科における意思決定」社会認識教育学会編『社会科教育学ハンドブック』明治図書, 1994, に代表される。
- 12) 塩野谷祐一『経済と倫理 福祉国家の哲学』東京大学出版会, 2007, p32

- 13) 同上書 p28 を参照
- 14) 加藤尚武『バイオエシックスとは何か』未来社, 2000, p42
- 15) 加藤尚武/加茂茂樹編『生命倫理学を学ぶ人のために』世界思想社, 2000, p8
- 16) 加藤尚武『応用倫理学入門—正しい合意形成の仕方—』晃洋書房, 2001, p23
- 17) 前掲15) p30
- 18) 井上達夫『法という企て』東京大学出版会, 2004, pp275~276 を参照
- 19) 前掲17) p24 を参照
- 20) 前掲15) p60 を参照